

答 申 第 1 1 3 号

平成15年1月9日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年8月16日付け安支（県）第111号による下記の諮問について、次のとおり  
答申します。

記

平成13年12月19日付けで異議申立人から提起された平成13年12月17日付け  
安支（県）第185号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成13年12月17日付け安支（県）第185号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

保有しない理由は詳しく記載することとなっているが、その記載がなく、安房支庁は、旅券発給申請書（以下「発給申請書」という。）の交付年月日欄に記載していない違法を隠すために不開示とした。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求に至る経緯について

異議申立人は、異議申立てに係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）以前に、「平成11年4月又は5月に鋸南町職員〇〇〇〇が公務として海外視察のために発行されたパスポートを受け取った日がわかる書類」の開示請求を安房支庁に行った。

当該開示請求に係る者の一般旅券受理票（以下「受理票」という。）（一般旅券受領証（以下「受領証」という。））が存在するかはさておき、一般的には旅券を受け取った日が分かる書類として受理票（受領証）が該当するが、受理票（受領証）は旅券交付の後、交付日の登録を行うために中央旅券事務所に送付し、同事務所で一定期間保管管理しているので、安房支庁が保有する文書に当たらないと判断し、当該開示請求の処理

を同事務所で行うこととした。

当該開示請求に対する決定の後、本件開示請求がなされたものである。

(2) 不開示の理由について

ア 旅券発給業務において、受理票（受領証）については、上記(1)のとおり中央旅券事務所に即日送付しており、安房支庁では保有していない。

イ 異議申立人は、「交付年月日を記録していなかった事実を隠ぺいするために、安房支庁県民センターへ開示請求した行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を中央旅券事務所へ転送し、同事務所で不存在を理由に非開示通知書を発行」したとし、「非開示通知書を発行させるのに係った同センターの職員の氏名についてわかる書類」を開示請求しているが、県は隠ぺいするための行政文書は作成していない。

ウ 異議申立人は、発給申請書の交付年月日欄に記載していない違法を隠すために不開示としたと主張しているが、上記イのとおり不開示としたものであり、発給申請書の交付年月日欄に記入していない事実を隠すために不開示としたものではない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求の内容は、「安房支庁県民センターでの旅券発給業務において、交付年月日を記録していたことがわかる書類」（以下「請求1」という。）及び「交付年月日を記録していなかった事実を隠ぺいするために、安房支庁県民センターへ開示請求した開示請求書を中央旅券事務所へ転送し、同事務所で不存在を理由に非開示通知書を発行させるのに係った同センターの職員の氏名についてわかる書類」（以下「請求2」という。）というものである。

(2) 旅券発給業務について

実施機関の説明によれば、次のとおりであることが認められる。

ア 現在、旅券発給業務は外務大臣から知事への法定受託事務であり、知事は、旅券法第21条の2、同法施行令第4条の規定により、一般旅券の発給申請受理及び旅券の作成並びに交付に関する事務を行っている。

本県では、中央旅券事務所、東葛飾旅券事務所において、旅券申請受理及び審査並びに旅券作成及び交付を行い、また、安房支庁を含む8支庁において、旅券申請受理及び審査、交付を行っている。

イ 支庁に旅券申請があった場合の旅券発給業務の流れは、次のとおりである。

(ア) 支庁では、発給申請書の1次審査を行った上で申請者に受理票を交付するとともに2次審査を行い、即日、書留速達郵便で中央旅券事務所へ当該発給申請書を送付する。

なお、受理票の用紙には、受領証も併せて印刷されている。

(イ) 中央旅券事務所では、当該発給申請書を点検し、外務省のオンラインによる審査を経て旅券を作成し、旅券審査を経た上で、当該旅券及び当該発給申請書を支庁に送付する。

なお、発給申請書は、支庁において旅券発行日の属する月を経過した後6か月間保管した上で、中央旅券事務所において、2か月分の発給申請書をまとめて委託の方法により奇数月に廃棄処分している。

(ウ) 支庁では、当該旅券を点検し、受理票（受領証）と引換の上で旅券を交付し、即日、書留速達郵便で中央旅券事務所へ当該受理票（受領証）を送付する。

なお、受理票（受領証）には、受領年月日を記入する部分、旅券受領者署名欄及び収入印紙、千葉県収入証紙の貼付欄が設けられ、交付に当たって、印紙、証紙に日付入りの消印が行われる。

(エ) 中央旅券事務所では、当該受理票（受領証）により交付年月日を電算登録し、当該受理票（受領証）は交付日ごとに束ねた上で交付日の札を貼付し、ロッカーに施錠して交付日の属する年度を経過した後1年間保管した上で、委託の方法により年度末に処分している。

(3) 本件開示請求に係る対象文書の不存在について

ア 請求1について

実施機関は、安房支庁では請求1に係る文書を保有していない旨主張するので、以下検討する。

(ア) 上記(2)のとおり、「交付年月日を記録していたことがわかる書類」としては、受理票（受領証）が該当するものと認められる。

(イ) ところで、支庁における旅券発給業務においては、受理票（受領証）は、旅券と

引換えに收受した後、即日、書留速達郵便で中央旅券事務所に送付することとされ、同事務所で保管管理の上、廃棄処分されているとの実施機関の説明であるが、このことは、実施機関の定める「支庁県民センターにおける交付事務処理要領」において、申請書送付書及び交付報告書を作成し、即日、同事務所に送付することが明記されていることから、実施機関の説明には合理性があり、その他、安房支庁で受理票（受領証）を保有していることを窺わせるものは一切認められない。

(ウ) したがって、安房支庁では受理票（受領証）を保有していないと認められるので、本件決定は妥当なものと判断する。

#### イ 請求2について

実施機関は、隠ぺいするための行政文書は作成していない旨主張するので、以下検討する。

(ア) 実施機関の説明によれば、安房支庁に提出された「平成11年4月又は5月に鋸南町職員〇〇〇〇が公務として海外視察のために発行されたパスポートを受け取った日がわかる書類」の開示請求に対し、当該開示請求に係る者がパスポートを受け取ったかどうかはさておき、当該開示請求に係る行政文書を保管管理している中央旅券事務所へ開示請求書を転送し、同事務所が決定通知を行ったとのことである。

(イ) ところで、(ア)の事務処理は、安房支庁が当該開示請求に係る行政文書を保有せず又は所管していないので、当該行政文書を保有し又は所管する中央旅券事務所に開示請求書を転送し、同事務所で当該開示請求に係る事務を処理したものであって、「隠ぺいするために開示請求書を転送し」たものでないことは明らかである。

(ウ) 以上のとおり、実施機関の説明には理由があり、その他、隠ぺいするための行政文書が作成されたことを窺わせるものは一切認められないから、本件決定は妥当なものと判断する。

#### (4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、発給申請書の交付年月日欄に記載していない旨主張するが、行政文書の不開示に係る判断は上記(3)のとおりであり、異議申立人の実施機関の旅券発給業務に関する主張は本件開示請求に係る行政文書の存否に関する当審査会の判断を左右するものではない。

#### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求に対し、不存在を理由に不開示とした決定は

妥当である。

## 5 附言

そもそも本件のような開示請求は、開示請求者の主観的な評価が記されることにより、文書の客観的な特定がいたずらに困難なものとなっており、開示請求書が提出された段階で補正を命じ、なお応じないときは却下すべきものとも思われる。今後、実施機関においては、開示請求権の重要性を十分踏まえつつ、同種の開示請求があった場合の運用について検討するよう附言する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
14. 8. 16	諮問書の受理
14. 9. 25	実施機関の理由説明書の受理
14. 11. 15	審議 実施機関から不開示理由の聴取
14. 12. 13	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学政策情報学部教授	
古幡浩	城西国際大学講師	部会長
横山清美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成14年12月13日現在)